

仙台市建設工事事故発生時における事務処理要領

(令和5年3月31日 都市整備局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市が発注する建設工事等（建設工事及び現場作業を伴う業務委託や修繕をいう。以下同じ。）において発生した建設工事事故の事務処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事事故 労働災害、もらい事故、死傷公衆災害及び物損公衆災害をいう。
- (2) 労働災害 工事区域（工事作業場内及びその隣接区域をいう。以下同じ。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が負傷し、熱中症等の疾病にかかり、若しくは死亡した事故又は輸送作業（資機材・工場製品輸送作業をいう。以下同じ。）に起因して、工事関係者が負傷し、若しくは死亡した事故をいう。
- (3) もらい事故 工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷し、又は死亡した事故をいう。
- (4) 死傷公衆災害 工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して、工事関係者以外の第三者が負傷し、又は死亡した事故をいう。
- (5) 物損公衆災害 工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して、第三者の資産に損害を与えた事故をいう。
- (6) 工事作業場 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。
- (7) 隣接区域 適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。
- (8) SAS 国土交通省の建設工事事故データベースシステムをいう。
- (9) 受注者 仙台市（企業局を含む。）から、当該建設工事を直接請け負った請負人をいう。

(受注者の事故報告等)

第3条 受注者は、建設工事等において事故が発生した場合は、直ちに建設工事等を所管する部署に報告するものとする。

2 受注者は、前項の場合において、別添のフロー図を参考にするものとする。

(事故等報告)

第4条 前条の規定による報告を受けた事故のうち、建設工事事故及び建設工事事故と疑われる事故（以下「建設工事事故等」という。）が発生した建設工事等を所管する課公所長（以下単に「課公所長」という。）は、原則として当該事故が発生したことを課公所長が把握した日のうちに事故等報告書（参考様式1）を各局区等事故調査委員会事務局、財政局契約課、建設工事事故等が発生した建設工事等を所管する所属が本庁以外の部署の場合は、当該工事の契約担当課（区役所総務課、総合支所総務課又は企業局契約担当課のうち当該建設工事等の契約を担当した所属をいう。以下同じ。）及び仙台市建設工事安全委員会（以下単に「安全委員会」という。）事務局（以下「各局区事故調査委員会事務局等」という。）に文書管理システムにて提出するものとする。ただし、事故等報告書には、個人情報は記載しないものとする。

- 2 前項の事故等報告書の第1報を提出する際には、その時点で分かり得た情報を記入するものとする。
- 3 課公所長は、第1項で提出した内容に変更があった場合は、内容を修正したものを速やかに各局区事故調査委員会事務局等に文書管理システムにて提出するものとする。ただし、安全委員会から当該事故が建設工事事故に該当しない旨の連絡を受けた場合は、各局区等事故調査委員会事務局、財政局契約課、建設工事事故等が発生した建設工事等を所管する所属が本庁以外の部署のときは、当該工事の契約担当課にその旨の報告をした上で、以降事故等報告書を作成する必要はないものとする。
- 4 建設工事事故が発生した建設工事等を所管する課公所長（以下「建設工事事故が発生した課公所長」という。）は、各局区等事故調査委員会事務局等に事故等報告書の最終報を文書管理システムにて提出する場合、安全委員会事務局には最終報に加えて事故概要と再発防止策（参考様式2）を作成し、提出するものとする。
- 5 前項の場合において、当該事故が各局区等事故調査委員会の対象となる事故のときは、重大事故対応報告書（参考様式3）を作成し、安全委員会事務局あてに文書管理システムにて提出するものとする。
- 6 建設工事事故が発生した課公所長は、安全委員会より内部統制制度上の報告が必要な旨連絡があった場合、内部統制制度上の報告書を作成するものとする。

(工事の中止)

第5条 安全委員会から建設工事事故に該当する旨の連絡を受けた課公所長は、各局区等事故調査委員会事務局、財政局契約課、建設工事事故が発生した建設工事等を所管する所属が本庁以外の部署のときは、当該工事の契約担当課にその旨の報告をするとともに、受注者に対し、再発防止策が確認できるまで建設工事等の全部又は一部の施工を一時中止するよう口頭により指示するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により建設工事等の中止について指示を受けた場合は、工事区域

の安全性を確保した上で、建設工事等の全部又は一部の施工を一時中止するものとする。

- 3 前2項の規定により建設工事等を中止する期間に係る費用については、受注者が負担するものとする。

(事故報告書)

第6条 安全委員会から建設工事事故に該当する旨の連絡を受けた課公所長は、受注者に対して、事故報告書（参考様式4）の提出を求め、併せてその提出期限を指示するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により事故報告書の提出を指示された場合、提出期限までに事故報告書を当該建設工事等を所管する課公所長あてに提出しなければならない。

(SASにおける報告)

第7条 建設工事事故が発生した課公所長は、SASのガイドラインを確認し、当該事故がSASの登録対象となる事故であった場合、事故発生より2週間を目途にSASにて事故発生状況調査書を登録し、及び受注者に対して事故番号及びパスワードを伝え、SASにて受注者事故報告書を登録するよう指導しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により、建設工事事故が発生した課公所長からSASへの登録について指導を受けた場合は、事故発生より2週間を目途にSASにて受注者事故報告書を登録するものとする。
- 3 建設工事事故が発生した課公所長は、当該事故がSASの登録対象及び各局区等事故調査委員会の対象事故であった場合、各局区等事故調査委員会における調査及び検討結果並びに受注者への指導事項及び改善措置の確認結果等を、SASにて発注者事故報告書により登録しなければならない。

(工事の再開)

第8条 受注者は、建設工事事故が発生した場合には、当該事故の発生要因を追求し、それに応じた再発防止策を講じるものとする。

- 2 建設工事事故が発生した課公所長は、前項の再発防止策について、第6条第2項の規定により提出を受けた事故報告書において確認し、再発防止策に問題がないと認められる場合は、受注者に対して建設工事等の再開を指示するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による指示を受け、建設工事等を再開するものとする。

(工事成績評定)

第9条 建設工事事故が発生した課公所長は、仙台市工事成績評定要領（平成25年3月19日財政局長決裁）に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

(建設工事事故の防止)

第10条 建設工事等を所管する課公所長は、所管する建設工事等において建設工事事故が発生した場合、建設工事事故の再発防止のため必要な措置を講じなければならない。

(安全管理に関する研修)

第11条 建設工事等を所管する課公所長は、建設工事事故の防止を目的として所属職員を対象に、安全管理に関する研修を実施するものとする。

2 前項の規定による研修は、複数の所属が合同で実施することも可能とする。

3 安全管理に関する研修は、半期毎に1回実施するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が定める。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日より実施する。

2 仙台市建設工事安全点検等実施要領（平成6年7月16日市長決裁）は、廃止する。

附 則（令和6年5月24日改正）

この改正は、令和6年6月1日から実施する。